
2 5 3 4 . 搭載完了強制終了登録

業務コード	業務名
C L F	搭載完了強制終了登録呼出し
C L F 0 1	搭載完了強制終了登録

1. 業務概要

本業務には、以下の2つの機能がある。

①MAWBを複数便に分割して搭載（以下、「分割搭載」という。）する場合、最終便の搭載完了業務を行ったときに搭載完了となるが、以下のような場合にはシステム上搭載完了とならないので、本機能を利用し当該貨物の搭載完了登録を行う。

- ・分割搭載により搭載完了後、「混載仕立情報登録（HDF）」業務により仕立ての取消しを行った為、結果的にその前の出発便が最終便となった場合。
- ・最終便が欠航等の理由で当該便に搭載する予定の貨物をシステム外に搬出した為、結果的にその前の出発便が最終便となった場合。

②処理識別に「M」が入力された場合、MAWBに割り当てられている搭載便に対して、搭載完了の旨の登録を行う。

（1）「搭載完了強制終了登録呼出し（CLF）」業務の場合

入力されたMAWB番号から、該当する貨物の混載仕立情報及び搭載便割当情報を呼び出す。

（2）「搭載完了強制終了登録（CLF01）」業務の場合

（A）搭載完了の強制処理を行う場合

呼び出された情報に対して強制的に搭載完了を行った旨を登録する。

（B）MAWBに割り当てられている搭載便に対して搭載完了の旨を登録する場合

強制搭載完了識別に「F」を入力した搭載便名に対して搭載完了の旨を登録する。

2. 入力者

航空会社

3. 制限事項

本業務においてMAWBが割り当てられている便単位に搭載完了の旨を登録する場合は、処理可能な搭載便は1便のみとする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通仕様書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通仕様書」参照。

（3）輸出便情報DBチェック

①処理識別に「M」が入力された場合、入力された搭載便名に対応する輸出便情報が存在すること。

②当該便情報に登録されている航空会社は入力者と同一であること。

ただし、入力者が受託者の場合は、自社が受託している航空会社と同一であること。

（4）輸出貨物情報DBチェック

（A）搭載完了の強制処理を行う場合

（a）MAWBであること。

（b）当該MAWBについて搭載完了がなされていること。

ただし、全量搭載完了の旨が登録されていないこと。

（c）入力者の管理する保税蔵置場に搭載可能な貨物が存在しないこと。

（d）MAWBの対象搭載便割当て個数と搭載個数が等しいこと。

(B) MAWBに割り当てられている搭載便に対して搭載完了の旨を登録する場合

(a) MAWBの場合

- (ア) MAWBであること。
- (イ) 搭載可能な保税蔵置場に蔵置中の貨物であること。
- (ウ) 搭載完了が未登録の貨物であること。
- (エ) 分割搭載を行う場合は、以下のチェックを行う。

「積付結果登録（MAWB単位）（ULM）」業務等が行われていない貨物（以下、「バラ貨物」という。）の分割搭載

実搭載個数（搭載個数欄の入力個数） $\leq$ 搭載可能個数^{*1}

（*1）搭載可能個数とは、航空会社保税蔵置場に蔵置中の輸出許可済のバラ貨物個数のことをいう。

- (オ) 入力された搭載便名がシステムに登録済であること。
 - (カ) 当該貨物情報に登録されている航空会社は入力者と同一であること。
- ただし、入力者が受託者の場合は、受委託関係がシステムに登録されていること。

(b) HAWBの場合（多数件処理）

- (ア) 輸出許可済の貨物であること。
- (イ) 「許可・承認等情報登録（輸出保税）（PAH）」業務により、輸出貨物情報に対して以下の入力が行われていないこと。
 - ①貨物差止め
 - ②亡失届受理
 - ③減却承認
 - ④手作業移行
 - ⑤その他
- (ウ) 「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務等により、輸出貨物情報に不積返送の旨の入力が行われていないこと。
- (エ) 事故貨物は、PAH業務により事故確認した旨の入力が行われていること。
- (オ) 移動禁止の状態でないこと。
- (カ) 搭載完了が未登録の貨物であること。
- (キ) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- (ク) 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

5. 処理内容

(1) CLF業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) MAWB情報抽出処理

入力されたMAWB番号より、輸出貨物情報DBから混載仕立情報及び搭載便割当て情報を抽出する。

(C) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(D) 注意喚起メッセージ出力処理

登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) CLF01業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を内部処理で行う。（詳細については後述の特記事項を参照。）

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(B) 輸出便情報DB処理

搭載便単位及び取卸地単位に搭載完了されたAWB件数、個数及び重量を加算する。

(C) 輸出貨物情報DB処理

(a) 搭載完了の強制処理を行う場合

(ア) MAWBに割り当てられている搭載便に対して搭載完了の旨を登録する。

(イ) 入力者の管理する保税蔵置場に許可済貨物が蔵置されていない場合、MAWBの対象搭載便に対して搭載完了の旨の登録を行う。

(ウ) 入力者の管理する保税蔵置場に許可済貨物が蔵置されている場合

①MAWBの対象搭載便に対して搭載完了の旨を登録する。

②MAWBに割り当てられている未搭載のHAWBに対して搭載完了の旨を登録する。

③搭載完了された個数(以下、搭載個数という。)を搭載可能な保税蔵置場の蔵置個数から減算する。

(MAWB, HAWB共に減算する。)

(b) MAWBに割り当てられている搭載便に対して搭載完了の旨を登録する場合

(ア) 搭載個数を搭載可能な保税蔵置場の蔵置個数から減算する。

(イ) 搭載個数を当該貨物の搭載便別に加算する。

(ウ) 全便搭載完了済の場合は、以下の処理を行う。

①MAWBに対して搭載完了の旨を登録する。

②MAWBに仕立てられているすべてのHAWBに対して搭載完了の旨を登録する。

(D) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(E) 注意喚起メッセージ出力処理

内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

6. 出力情報

(1) CLF業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搭載完了強制終了登録 呼出し結果情報A	処理識別にスペース（搭載完了強制処理）が入力された場合に出力	入力者
搭載完了強制終了登録 呼出し結果情報B	処理識別に「M」（搭載完了処理）が入力された場合に出力	入力者

(2) CLF01業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搭載確認通知情報（輸出申告）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）輸出許可済貨物である （2）要搭載確認の旨が登録されている貨物である （3）「貨物情報切替登録（CHG）」業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物でない	輸出申告を行った利用者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）輸出許可済貨物である （2）要搭載確認の旨が登録されている貨物である （3）CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である	輸出申告を行った利用者
		申告先税関 （輸出通関担当部門）
搭載確認通知情報（積戻し申告）	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）積戻し許可済貨物である （2）要搭載確認の旨が登録されている貨物である （3）CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物でない	積戻し申告を行った利用者
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）積戻し許可済貨物である （2）要搭載確認の旨が登録されている貨物である （3）CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である	積戻し申告を行った利用者 申告先税関 （輸出通関担当部門）

情報名	出力条件	出力先
船積船舶・積出港差異情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 輸出許可または積戻し許可済貨物である (2) 搭載された積込港と海上許可時の積込港が異なっている (3) CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物である	輸出申告または積戻し申告を行った利用者
		申告先税関 (輸出通関担当部門)
エラー通知情報 (搭載完了)	内部エラーが発生した場合	入力者

7. 特記事項

- (1) 本業務は入力条件のうち単項目および輸出便情報DBチェックのみを実施し、処理結果コード「00000-0000-0000」を出力の後、HAWB番号単位に処理を分割し内部処理を行う。

内部処理では、前述の入力条件および処理内容に記述している処理を行い、処理終了後、エラー通知情報(搭載完了)を出力する。

- (2) CHG業務により海上貨物から航空貨物へ切替えられた貨物に対して要搭載確認の旨が登録されていた場合、本業務による搭載確認を契機に海上における当初申告者及び当初申告先税関宛に船積船舶・積出港差異情報、搭載確認通知情報(輸出申告)または搭載確認通知情報(積戻し申告)を出力する。

なお、貨物情報が以下の場合、船積船舶・積出港差異情報、搭載確認通知情報(輸出申告)または搭載確認通知情報(積戻し申告)は出力しない。

- ①航空貨物に切替えられた後に「輸出貨物取扱登録(仕分け)(AHS)」業務または「輸出貨物取扱登録(仕合せ)(AHT)」業務が行われた
- ②航空貨物に切替えられた後に追加搬入が行われた
- ③輸出許可または積戻し許可となった後に一定期間経過し、搭載確認された貨物に係る輸出申告DBがシステムから削除された